

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「定める者」の下に「（第十五条の三において「配偶者等」という。）を加える。」を加える。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十五条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条の三第二項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）をしようとする職員は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。